



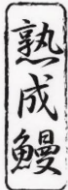
「熟成鰻」事件

(知財高判令和5年8月31日 令和5年(行ケ)第10029号¹⁾)

概要

- (1) 審決取消訴訟において、出願商標「熟成鰻」(「本願商標」)の①識別力の有無及び②役務の質の誤認のおそれの有無が争点となった事例。
- (2) 本願商標は①識別力が無く、②役務の質の誤認を生ずるおそれがあると結論づけた(特許庁審判部の判断を支持)。
- (3) 既成書体の文字のみからなる商標でない商標について、その意味合いと態様とから識別力の有無を判断する際の参考事例。

本願商標 (商願2020-6816²⁾)



商標：

区分及び指定役務：第43類「死後硬直後のうなぎを用いたうなぎ料理の提供」

裁判所の判断

(1) 識別力の有無について

本願商標について、その構成中の「熟成」の文字と「鰻」の文字を、辞書(「広辞苑」等)の定義に基づき、それぞれ「[化]物質を適当な温度に長時間放置して化学変化を行わせること。発酵の調節、コロイド粒子や沈殿の粒径の調節などという。等」、「ウナギ科の硬骨魚の総称、またその一種。」を意味するとした上で、各語義から「熟成させた鰻」を意味するとした。

また、各種ウェブサイトに基づき、「熟成」の語は、食品又はこれに関する役務の分野では、化学変化や酵素等の作用により、風味や旨味を出すとの意味にて、魚一般に用いられているとした上で、「熟成鰻」又は「熟成うなぎ」に加えて、「熟成鮭」、「熟成鯛」、「熟成マグロ」、「熟成鰹」等、上記意味での「熟成」と魚の名前を組み合わせた用例が多く見受けられる点を指摘した。

これらから、本願商標は「熟成させた鰻」という意味合いを生じ、取引者・需要者は、その指定役務の質を示すものとして認識するにとどまると認定した。

そして、各種ウェブサイトに基づき、飲食店一般にて、提供される料理の質(内容)を筆文字風の書体をもって四角囲みで表示することが普通に行われている点を指摘した上で、本願商標が「普通に用いられる方法で表示」の域を出るものではないと認定した。

以上より、本願商標は、指定役務との関係において、識別力が無いと判断した。

(2) 役務の質の誤認のおそれの有無について

上記(1)を前提として、本願商標を指定役務中、「熟成させた鰻の提供」以外の役務に使用するときは、その役務が「熟成させた鰻の提供」であるかのように、役務の質の誤認を生じさせるおそれがあると判断した。

¹ https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6015

² <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1800/TR/JP-2020-006816/C41CA469B95563B61918BE679B51C88F26F518EBE55D7DFE76B2A9F8394CD35F/40/ja>

まとめ

本判決における判断は、特許庁審判部のそれと同様である。

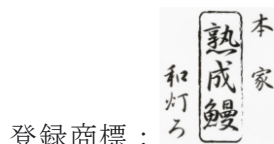
本願商標の文字部分全体は、いわゆる辞書掲載語ではないが、各構成語の辞書上の語義と業界の実情（関連する表現の用例）とを勘案した上で、文字部分から生じる意味合いを特定し、指定役務の質表示であると認定している。この点、出願商標の識別力の否定には、必ずしもその構成文字が実際に使用されていることは求められないところ、辞書掲載語でない構成文字全体が取引上普通に用いられているとまでは言えない場合であっても、その他の各種要素（即ち、各構成語の辞書上の語義と業界の実情）に基づきその識別力が否定され得る点に注意を要する。また、原告は、本願商標中の「熟成」が（鰻が十分に熟して大きく成長した状態であることや、タレが熟成したことという意味も含み得る）多義的な表現である旨を主張しているが、裁判所は、それでも「熟成鰻」が識別力を有さない記述的表示であることに変わりはないとしており、商標の構成文字（の一部又は全部）が多義的であるからと言って、その識別力が肯定される訳ではない。

そして、本願商標の態様は、既存書体の文字のみからなる商標でないという点で一定の特徴を有するものの、上記と同様に、業界の実情（関連する態様の用例）を踏まえつつ、「普通に用いられる方法で表示」の域を出るものではないと認定している。この点、原告は、本願商標は書家が書いた唯一無二のものである等と主張しているが、「普通に用いられる方法で表示」の域を出るか否かの判断主体は、あくまで指定商品・役務の分野における一般的な取引者・需要者であって、出願人独自の個別的事情は考慮されるものではない。よって、たとえ唯一無二の書体であったとしても、その事実を知らない取引者・需要者の目で見ると、「ありふれたもの」や「ありがちなもの」として認識されると思われる場合には、識別力が肯定されるに十分な特徴を有するとは言えないこととなる。

最後に、役務の質の誤認を生ずるおそれについては、本願商標が指定役務の質表示との認定の上に、その表示する質以外の役務について、誤認のおそれがあるとしている。これは、本願商標が質表示である以上、必然的な帰結である。

本判決は、辞書上の語義と業界実情とを勘案した上での意味合いの特定及び評価、既存書体の文字のみからなるものでない態様の評価という過程を経て、本願商標の識別力欠如という結論に至った、標準的な事案であると言える。そして、その随所にポイントを含んでおり、識別力の有無を判断する際に示唆に富む参考事例であると考えられる。

なお、本件の背景として、原告は、本願の出願より前に下掲の登録（即ち、本願商標に「本家」及び「和灯ろ」の文字を付加した商標に係る登録第6080064号³）を取得していた。初めに識別力が高い商標で確実に登録を取得し、その後、識別力が低い関連性のある商標について登録を図ることは、商標実務上よく見られるアプローチであるが、本件では、あいにく功を奏さなかった。



登録商標：

区分及び指定役務：第43類「うなぎ料理の提供」等

キーワード 商標、語義、業界の実情、記述的表示、普通に用いられる方法で表示
[担当] 深見特許事務所 小野 正明

[注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。